

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁、厚生労働省 第2次回答

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

消費者庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。

具体的な支障事例

食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない」と定められている。

他方、同法では、同計画について、毎年度の策定を求める非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができず、また、計画策定に係る業務負担が過大なものとなっており、実際の監視指導に注力する時間が削がれている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

施策効果の検証の時間を十分に確保することが可能になり、より実効性の伴う計画策定が期待されるとともに、業務負担の軽減に伴い、各自治体の担当者が実際の監視指導により注力することができるようになる。

根拠法令等

食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号:最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、広島市、福岡県、熊本市、大分県、那覇市

○現在は毎年度の策定が義務付けられているため、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間が不十分である上に、本来の監視指導が計画策定業務負担の影響で十分に行えていない可能性がある。
○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。

各府省からの第1次回答

食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数等の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととするために規定されたものである。

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考えられる。

また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体的内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考えられる。

なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

食品衛生監視指導計画(以下「指導計画」という。)について、その策定の重要性は十分に理解しているところであるが、飲食店営業の許可年数が5年であることを勘案しても、毎年度で対応を変える必要性が生じる程の許可施設の入れ替わりがあるとは考えにくく、毎年度策定をしなければならない理由とはならない。また、飲食店の入れ替わりがあったとしても、同業種の入れ替わりとなることが多いため、指導計画そのものを変えていく必要があるとは考えにくい。必要が生じた際に、指導計画の内容をその都度変更することで対応可能である。

食中毒予防対策についても病因物質の種類によって監視指導計画を大きく変更するものではない。本市における指導計画において、毎年度の変更箇所は食品の収去検査の実施内容程度で大きな変更と言えるものではなく、そのほかは体裁を整える程度である。

加えて、保健所一丸となって新型コロナウイルス感染症への対応を行い、今後も保健所業務の負担増が予想される中で、上記対応により時間が割かれ、指導計画で定めている食品衛生業務に注力する時間がさらに削がれており、まさに本末転倒である。

以上から、計画策定については毎年度ではなく、数年ごととするよう見直しを求める。基本的な計画策定を数年ごととし、策定時には市民意見募集を行う。これに加えて、食品の収去検査実施計画や重点的に監視指導すべき事項など毎年度変わる可能性のある事項については、毎年度指導の指針を各自自治体で作成、実行し、必要に応じて公表することで、効率的かつ実用的に食品衛生業務が行えると考えており、国の定めによる毎年度の計画策定は不要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【相模原市】

食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の実情については短期的に変化があるものではなく、また、毎年の計画策定は業務負担が大きいことから、食品衛生監視指導計画の計画期間については各自自治体の実情に応じ定めることが可能となるよう、引き続き見直しを求める。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

大多数の保健所業務が通常業務に加え、新型コロナウイルス対応等で圧迫されている現状もあり、毎年の計画策定に係る事務が大きな負担となっているために、結果的に現場業務や計画の施策検証に注ぐ時間が確保できない状況を招いているのは本末転倒ではないか。

計画策定が自治事務であること、監視指導においても自治事務である内容が多いことを考慮すれば、現行の国の関与の仕方は自治事務の在り方としては不適切ではないか。法改正や食品衛生に関わる大きな事象があればその都度計画を変更することや、計画の変更の際には意見公募の手続をとるなどの対応をとることで、計画策定期間については、地方公共団体における地域の実情に応じた対応とできるのではないか。

各府省からの第2次回答

食中毒対策や食品表示の適正確保は感染症対策同様、国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。

平成 15 年に、食品事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。リスク分析の1つの構成要素であるリスク管理は、透明性を持つと同時に、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。

加えて、食品安全に関する状況は、食品施設の状況のみならず、生産から消費までの食品供給工程の各段階の状況、衛生管理の実施状況、食中毒・違反等の発生状況、監視指導の実施主体の状況、技術の進展状況等は毎年度変化しうるものである。このため、食品衛生主管部局やそれ以外の関係部局等の状況も勘案し、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることは、国民の生命、健康を保護するために必要である。

食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。

監視指導のうち、不良品の発見、排除等のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。監視指導計画は国の策定する指針に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められることを踏まえると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。

なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとしたい。

（別紙あり）

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

消費者庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。

具体的な支障事例

食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえて、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求められるため、多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

根拠法令等

食品衛生法第24条、第70条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市

○監視指導計画の厚生労働省への提出は、公印を押し、紙媒体での提出が必要とされており事務負担が生じている。消費者庁宛での提出同様に、メールでの提出、あるいは、NESFD への掲載とすることを求める。
○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。また、国への報告は省略可能と考える。

各府省からの第1次回答

食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数等の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととす

るために規定されたものである。

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成 30 年の食品衛生法改正で義務化された HACCP に沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考え。

また、平成 15 年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第 13 条において規定されるとともに、その具体的内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考え。

なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であることを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への対応や、法改正に伴う大幅な制度変更があった際に計画を見直すことは、当然必要と認識している。しかしながら、そのような事態は毎年恒常的に発生するものではない。過去の大規模・広域食中毒の発生や社会問題化した事案、制度改正等によって対応すべき課題については、重点監視項目(食肉類やノロウイルスを原因とする食中毒予防対策、輸入食品の安全性確保、食品の適正表示、HACCP に沿った衛生管理の徹底等)として策定しており、計画年度中に発生する事態はほぼ網羅している。従って、計画本文の中でそれらに関する事項について毎年変更することは殆どない。変更があるのは、収去検査における対象食品ごとの検査項目や検体数の予定数程度である。また、新たに発生した食品衛生上の課題(過去に事例のないような事件事故や社会不安への対応等)については、計画にはなくても緊急的に必要な監視指導を行うものであり、必要に応じて次年度計画に盛り込むこととなる。また、個々の飲食店等については当然毎年入れ替わりがあるが、大幅な制度変更や社会情勢の変化等がない限り、施設数や業種毎の割合等の傾向が大きく変動することはない。このことから、一律に毎年度の計画策定を自治体に義務付けるのではなく、状況を踏まえて必要に応じて策定(変更)することとして支障はないと考える。なお、自治体の計画策定の際に基となる国が定める監視指導指針については、毎年度ではなく、大きな情勢変化等があった際のみ改正されている。

少子高齢化が進み労働人口が減少することが確実である中、当市では組織改正や DX 化を急速に推し進めており、国を含めた行政全体で、限られた人員で効率よく業務を遂行すべく、全ての業務についてゼロベースで見直すべきである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【相模原市】

食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の実情については短期的に変化があるものではなく、また、毎年の計画策定は業務負担が大きいことから、食品衛生監視指導計画の計画期間については各自治体の実情に応じ定めることが可能となるよう、引き続き見直しを求める。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

食品衛生監視指導計画の計画期間及び策定手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のも

のとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

大多数の保健所業務が通常業務に加え、新型コロナウイルス対応等で圧迫されている現状もあり、毎年の計画策定に係る事務が大きな負担となっているために、結果的に現場業務や計画の施策検証に注ぐ時間が確保できない状況を招いているのは本末転倒ではないか。

計画策定が自治事務であること、監視指導においても自治事務である内容が多いことを考慮すれば、現行の国の関与の仕方は自治事務の在り方としては不適切ではないか。法改正や食品衛生に関わる大きな事象があればその都度計画を変更することや、計画の変更の際には意見公募の手続をとるなどの対応をとることで、計画策定期間については、地方公共団体における地域の実情に応じた対応とできるのではないかと。

各府省からの第2次回答

食中毒対策や食品表示の適正確保は感染症対策同様、国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。

平成15年に、食品事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。リスク分析の1つの構成要素であるリスク管理は、透明性を持つと同時に、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。

加えて、食品安全に関する状況は、食品施設の状況のみならず、生産から消費までの食品供給工程の各段階の状況、衛生管理の実施状況、食中毒・違反等の発生状況、監視指導の実施主体の状況、技術の進展状況等は毎年度変化しうるものである。このため、食品衛生主管部局やそれ以外の関係部局等の状況も勘案し、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることは、国民の生命、健康を保護するために必要である。

食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。

監視指導のうち、不良品の発見、排除等のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。監視指導計画は国の策定する指針に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められることを踏まえると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。

なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとしたい。

(別紙あり)

(別紙)

管理番号 173「都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し」、管理番号 258「食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること」回答

食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は国民の健康を害し、場合によっては、生命の危機に直結するものである。新型コロナウイルス感染症への対応で保健所業務が逼迫している現状は承知しているが、感染症対策同様、食中毒対策や食品表示の適正確保も国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。

<毎年度の計画策定の必要性について>

都道府県等食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）の規定が新設された平成 15 年の食品衛生法改正の際に、BSE 問題や食品偽装等の食品安全の根幹を揺るがす諸問題への対応に関する反省を踏まえた食品安全行政のあり方について様々な議論が行われ、その結果、国民が危害に晒される可能性がある場合、事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析^{*1}の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。この検討の過程において、リスク分析の1つの構成要素であるリスク管理は、消費者をはじめとした全ての関係者と協議をしながら、消費者の健康の保護を第一の要素とし、その他、有用性、社会的な影響の要素を総合的に考慮して、適切な政策・措置を決定・実施する過程として位置づけられており、透明性を持つと同時に、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。

加えて、食品安全に関する状況は次の①～③に示すとおり、毎年度変化しうるものであり、これらを踏まえると、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることは、国民の生命、健康を保護するために必要である。

- ① 大規模食中毒等の事案以外にも、食の安全に関する事件は毎年度発生しており、事件が起きてからの事後的な対応のみではなく、このような事件をどのように防いでいくのかを常に検討していくことが重要である。そのためには、食品施設の状況のみならず、食品供給工程の実態、食品等事業者の衛生管理の実施状況、食中毒の発生状況、食品等の違反の発生状況、食品衛生に関する人材の育成状況等、常に変化する地域の実情を適切に把握した上で、対応を検討していく必要がある。
- ② 近年の技術の進展等による新たな営業形態や新開発食品の創出により、新たな危害等が発生するおそれがあり、また、提案自治体の意見にもあるように、技

術の進展を踏まえて監視指導のあり方を随時見直すことの必要性も高まっている。

- ③ 国内流通食品の収去検査や食品等事業者の監視指導等を行うのは、各都道府県知事等により任命された食品衛生監視員であり、食品の安全を確保するためには、その配置状況を勘案するとともに、生産から加工・流通・保存・調理・消費までの各段階においてアプローチを行うことが重要であることから、食品衛生主管部局以外の関係部局等の状況も勘案し、毎年度適切な監視指導等のあり方について検討していく必要がある。

※1 国連食糧農業機関（FAO）／世界保健機関（WHO）が合同で設立したコーデックス（国際食品規格）委員会が提案した概念。リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素から構成される。

<意見聴取の必要性について>

住民からの意見聴取の規定が食品衛生法に追加された平成15年当時、不透明な政策決定過程、情報公開の不徹底や消費者の理解不足といった問題点が指摘され、また、当時の国民の世論としても監視指導計画の策定には消費者が参加すべきである旨との意見が強かった。このような背景を踏まえても、食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、食品衛生法上、意見聴取の規定が設けられることになったが、意見聴取の方法については規定しておらず、パブリックコメント以外の手法により、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。

<国の関与の必要性について（国への報告等）>

食品衛生法上、監視指導計画の策定事務は、自治事務とされている。他方、食品衛生法第30条に基づき都道府県知事等が食品衛生監視員に行わせる監視指導のうち、営業許可に付随する義務の遵守状況を確認するために行う営業施設等の監視指導は自治事務とされているものの、それ以外の不良品の発見、排除等のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。そのため、例えば、施設数が最も多い飲食店営業施設への監視指導においても、自治事務と法定受託事務が混在している状況である。監視指導計画の策定に関し、監視指導計画は国の策定する指針^{*2}に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められることを踏まえると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。

※2 全国で統一的に監視指導を実施し、また、地方自治体の負荷を軽減するため、国が指針を定め、その指針に基づき、監視指導計画を定めるようになっている。

<今後の対応方針>

なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとしたい。